
令和3年大和町議会12月定例会議会議録

令和3年12月7日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時08分 開 会

議 長 （高平聡雄君）

会議の前に申し上げます。

本日からの12月定例会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大がワクチン接種の進行などにより収まっている状況ではありますが、県からの引き続き要請さらには新たな変異株等による感染などもありますので、議員及び執行部の皆様におかれましても会議中のマスクの着用、こまめな手洗い、消毒、咳エチケット、換気の徹底、三密を避けるなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。なお、執行部の出席者につきましては、今定例会議より感染拡大以前と同様、三役及び全課長等とさせていただきます。また、今定例会議より議会インターネットライブ配信が開始となりますことをご報告させていただきます。皆様のご理解とご協力、よろしくお願ひします。

ただいまから令和3年大和町議会12月定例会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番馬場久雄君及び16番大須賀 啓君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の会議期間は、本日から12月10日までの4日間をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から12月10日までの4日間に決定し

ました。

「諸般の報告」

議 長 （高平聡雄君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配付しているとおりで

ここで、町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改めまして、おはようございます。本日からの定例会議よろしくお願

いしたいと思

います。

それでは、行政報告を申し上げたいと思いますが、議員の皆様におかれましては、

大変ご多用のところご参集をいただき厚く御礼を申し上げたいと思

先ほど、宮城県知事からの表彰状を私が代理として伝達させていただきましたけれ

ども、11月1日に、多年にわたる議員活動を通じて地方自治の進展と住民福祉の向上

に尽力されたご功績により、堀籠日出子議員が宮城県文化の日表彰の栄に浴されまし

た。改めまして、町民を代表いたしまして心から敬意を表しますとともに、今後ます

ますのご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。大変おめでとうございました。

また、先ほど、皆様のご協力をいただきながら改めてご冥福をお祈りさせていただ

いたところでございますけれども、去る11月20日に木幡恒雄前町長さんをご逝去され

ました。木幡前町長には、昭和58年10月に大和町長に当選をされ、平成11年10月まで

の4期16年の長きにわたり、地域住民の福祉の向上、地方自治の振興発展にご尽力さ

れました。改めまして、木幡前町長の生前のご功績をたたえ、謹んでお悔やみ申し上

げますとともに、心からご冥福をお祈りいたしているところでございます。

それでは、令和3年大和町議会12月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げ

ます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応についてでございます。本町の11月30日時

点の状況でございますが、リバウンド防止期間終了後の11月1日以降の感染者は2名

となっております。また、ワクチン接種の状況につきましては、12歳以上の対象者中、

1回目接種を終えた方は2万2,134人、87.7%。2回目の接種を終えた方は2万1,714

人、86.1%となっております。今後につきましては、2回目の接種からおおむね8か

月以上を経過した皆様に3回目の接種を受けていただけるよう準備を進めており、既に医療従事者の皆様には接種券を発送しております。また、一般の皆様にも来年1月以降に接種券を順次発送する予定としており、速やかに接種していただける体制整備を進めております。

一方、海外では新たにオミクロン株が確認され、日本でも12月1日現在2人の感染者が確認されております。変異株の毒性は明らかになっておりませんが、現時点では我々ができる有効な手段は、ワクチン接種による抵抗力を高めることと、ふだんのがい、手洗い、マスク着用などの基本的な対策だと考えております。コロナ感染の第6波が懸念されておりますが、町民の皆様と一致団結をして、一日も早く活気ある日常生活が迎えられることを願っております。

次に、大和町第五次総合計画について申し上げます。大和町第五次総合計画の素案につきましては、住民説明会を、12月11日から23日にかけて、各地区で全7回の開催を実施いたします。令和3年12月から翌年1月下旬にかけて、パブリックコメント（町民意見の公募）を実施いたしまして、皆様から頂戴したご意見を参考に本計画の原案を作成し、令和4年3月の大和町議会定例会議に上程させていただく予定といたしております。

なお、本定例会議の会期中に、大和町議会全員協議会を開催させていただき、本計画素案の内容をご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県道仙台三本木線の道路拡幅工事について申し上げます。11月30日に宮城県が落合地区関係者の皆様を対象に、県道仙台三本木線（都市計画道路大衡落合線）の道路拡幅工事に関わる説明会を開催いたしております。工事区間につきましては、競輪場外車券場車券売場サテライト大和前から、仙台北部中核工業団地手前の現在2車線になっている区間で、延長は1,500メートルとなっております。事業の目的につきましては、現在2車線の区間を都市計画決定されています4車線に拡幅することにより、平日の朝夕に頻発する交通渋滞の解消と、仙台北部中核工業団地や大和流通・工業団地からの重要物資道路としての機能強化を図るものでございます。

宮城県の事業スケジュールにつきましては、本年12月から来年3月にかけて調査、測量設計を実施し、令和4年度以降に道路設計及び善川橋の橋梁設計業務を行う予定となっております。

町といたしましては、一日も早い完成を県に強く要望し、落合地区の交通安全と渋滞緩和、さらには、仙台北部中核工業団地群の企業様のますますの発展に寄与できるよう、全面的に協力してまいりたい所存でございます。

次に、令和4年度予算編成について申し上げます。

現在、各課等におきまして来年度予算要求見積書を作成し、財政課が予算要求内容をヒアリングして査定を行っております。

予算編成の取組といたしまして、本年10月に令和4年度から令和6年度までの中期財政見通しを作成しております。令和4年度の普通交付税につきましては、少なからずコロナの影響があるものと予測し、現時点では来年度も普通交付税が交付される見込みであります。また、扶助費、物件費などの経常的経費の増加に加え、特に投資的経費におきましては、継続事業の子育て支援住宅建築工事や仮称下草橋のほか、吉岡小学校新築工事等により、3か年度で約84億円の財源需要の急増が見込まれ、このほかにもインフラ施設や公共施設の長寿命化事業、吉岡西部地区土地区画整理事業等々が控えておりますことから、地方債も含めまして各種特定財源の活用による事業実施や事業の厳選、優先順位を定めて計画検討を行うよう指示したところであります。

また、本町の一般会計当初予算額については、過去5か年を遡ってみますと、平成29年度の約97億9,000万円から年々増加し、令和3年度は約126億3,000万円となり、約28億4,000万円の増となっております。今後、さきに申し上げました大規模な事業が数多く控えておりますことから、令和4年度の一般会計当初予算は本年度当初予算額を上限に予算要求するよう、各課等に指示しているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第16号は、子育て世帯への臨時特別給付金を12月中に支給するためのシステム改修に関わる費用につきまして、専決処分を行ったものであります。

議案第67号は、職員の懲戒処分に伴う特別職の管理監督責任として、給料の減額を行うもの。

議案第68号は、課分掌事務の一部所管替え及び下水道事業の公営企業法適用を行うため、所要の改正を行うもの。

議案第69号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたため、所要の改正を行うもの。

議案第70号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等が行う事業に関わる諸記録等の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の改正を行うもの。

議案第71号は、大和町の下水道事業等に地方公営企業法の規定を適用することに伴

い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号から議案第81号までの一般会計のほか9つの特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額2億913万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を139億1,816万2,000円といたすものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、大和町公共施設等総合管理計画改定支援業務と、法人への固定資産税還付金を計上いたしております。民生費は、障害児入所給付費の額確定による国、県への還付金のほか、障害者自立支援給付費の実績見込みにより減額措置をいたしております。衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、3回目の接種に関わる経費を計上いたしております。商工費は、町中小企業振興資金預託金の実績見込みにより追加措置したほか、企業立地奨励金の確定により減額をいたしております。土木費は、仮称下草橋架設工事の経費を計上いたしております。教育費は、学校校舎建設基金への積立てのほか、吉岡小学校改築実施設計及びまほろばホール空調工事の不用額を減額いたしております。これら以外にも、人件費調整のほか、コロナ禍でイベント中止による不用額を減額し、また、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、地方交付税3億2,366万4,000円、国庫支出金1億544万7,000円、繰越金5,228万7,000円、町債4,370万円ほかをもって措置し、財源調整として財政調整基金等の繰入金3億3,438万1,000円を減額するものであります。

次に、特別会計につきまして、歳出の主なものをご説明させていただきます。

国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、両会計ともに保険給付費の増額となっております。宮床財産区特別会計は、用務員業務の債務負担行為の設定を行い、吉田財産区特別会計は、財産処分に伴う補償金を計上いたしております。後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金について所要の措置をいたしております。下水道事業特別会計は、施設修繕経費のほかストックマネジメント実施方針策定の経費を措置しております。農業集落排水事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計は、地方公営企業資産調査負担金として、下水道区域の面積按分により下水道事業特別会計への負担金を措置しております。水道事業会計につきましては、元利償還金を計上いたしております。

続きまして、議案第82号につきましては、大和町デイサービスセンターに関わる指

定管理者の指定期間が令和4年3月31日で満了となりますことから、社会福祉法人永楽会を指定管理者として指定し更新を行うものであります。

議案第83号は、黒川地域行政事務組合が管理する視聴覚教材センターについて、視聴覚教育における環境の変化により、学校や個人向けの機材・教材が普及しており、視聴覚教材センターの当初の設置目的が達成されたとして廃止することとし、同組合の規約を変更するものであります。

議案第84号は、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴い、財産の処分を行うものでございます。

以上が、今回提出しております議案の概要でございますが、今会議期間中に一般会計補正予算を追加提案させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第3「報告第16号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、報告第16号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。併せまして、別冊の大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第5号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

報告第16号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和3年度大和町一般会計補正予算について次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

1 ページ中ほどの専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和3年11月30日でございます。

2 ページをお願いいたします。令和3年度大和町一般会計補正予算（専決第5号）でございます。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ603万円を追加いたしまして、予算の総額を137億902万9,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。16款2項2目民生費国庫補助金につきましては、新たに3節を設けまして、子育て世帯等臨時特別支援事業先行給付金事務費を計上いたすものでございます。歳入は以上でございます。

議長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、歳出でございます。

3款2項6目子育て世帯等臨時特別支援事業費でございます。子育て世帯等臨時特別支援先行給付金事業費につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓のための経済支援の一つでございまして、児童を養育しているもので、所得の制限を設けて、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり5万円の現金を児童手当の仕組みを活用いたしまして年内に支給開始するもので、対象児童は約5,000人でございます。この年内支給を開始するために、準備行為といたしまして、事務費分等についてお願いしたものでございます。

1節、8節は通知発送等の封入作業に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬と通勤手当でございます。10節は事務用品、コピー代と封筒印刷に要するものを、12節は児童手当システムの改修業務委託料に係るものでございます。

また、その他交付金等の費用につきましては、今会議中に追加提案で補正予算をお願いする予定でございますので、併せてご理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。再開は午前10時40分とします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4「一般質問」

議長（高平聡雄君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番 宍戸一博君。

1番（宍戸一博君）

宍戸一博です。一般質問を始めさせていただきたいと思います。

1番、第1要旨目ですね、コロナ対策支援事業者のチェックについてです。

コロナ禍で町内の事業を営む者にとって非常に厳しい現状であります。昨年より、国や本町からの支援があり、何とか首の皮一枚つながっていたのも事実であります。

そんな中で、営業実態がないにもかかわらず受給を受けている店があるという報道もなされています。今後、再度国からのコロナ支援があること等を考え、当町においても受給可否の審査、チェックをもう1段階レベルアップすべきではないかと。ただし、そのために迅速さを欠いては何にもならないことも付け加えておきたいと思います。具体的に検討してはどうでしょう。

議 長 (高平聡雄君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
それでは、ただいまの宍戸議員のコロナ対策支援事業者のチェックについてお答え
したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しまして、国、県、市町
村を挙げて各種助成事業により支援を行ってきたところでございますが、一部におき
まして虚偽申請により不正に受給した事業者等に対し返還命令がされていると、残念
な新聞報道等がされております。不正受給された場合は詐欺罪に当たり、不正の内容
が悪質な場合は刑事告発されております。

町としましては、県の指導の下、感染症拡大防止協力金状況調査を時短営業等対象
飲食店に対しまして、協力期間中のパトロールをくろかわ商工会と連携して7日間、
延べ32人で実施し、営業が疑われる店舗につきましては、店内の立入り調査を行い、
時短営業等の協力や感染防止対策の徹底の呼びかけを行っております。

また、町独自の支援事業につきましては、季節性のある事業者への対策といたしま
して売上高の減少率の対象月を6か月としており、その他納税状況の確認を行い、申
請の受付、助成金の交付を行っております。

今後も、コロナ関連の支援事業につきましては、迅速さを欠くことがないように努
めながら継続して厳正な申請書類のチェックを行い、不明な点がある場合は、交付要
綱の定めるところにより、審査の内容を確認するため申請者に対し、現在も行ってお
りますけれども、必要な書類の提出や報告を求め、また、立入り検査についても実施
してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)
再質問させていただきます。

黒川商工会の方と連携してパトロールされているというのは非常にご苦勞なことだ
と思いますし、そういったものはあくまでも時短営業をきちっとしているかどうかの
チェックという点なんです。今般、ここで私が申し上げたいことというのは、営業実

態がないという、要するに時短以前の問題です。そういったところでの受給を受けているところがあるや否やと。そういったところをチェックするのにもっと申請の中身に関してのレベルアップということは、これは他の自治体なんですけれども、私も商売であちこちの自治体のほうからこういった件ではお世話になってはいますが、書類の中に公共料金の請求書を2点以上つけなさいというところがあるんです。営業実態がもしないところが申請しようとする、当然営業実態がないわけですから公共料金の請求書というのは絶対来ていないんです。契約もしていない。それから、請求書が来たとしても、基本料金だけしか載っていないというのが何か月も続けば、当然それはもう営業の実態がないという形なので、そういうものをつけることによって、少しでも空受給を申請するようなどのチェックができるんじゃないかなということをご提案したいと思いますので。いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご意見、ありがとうございます。

町のほうでは、今、書類検査の段階というお話だと思いますけれども、先ほども申しましたけれども、昨年の実績といいますかそういったものについて今、チェックという言い方もあれですけども確認をさせてもらっております。

それで、季節によっては、短い期間での売上げですと年を通してのものと違った場合があるということもありまして、先ほども申しましたけれども、6か月間という営業期間を見て、その中でのチェックをやっているところでございます。

また、納税状況、納税されているということは営業されているということでやっておったところでございますけれども、今宍戸議員のおっしゃるのは、今現在の状況の確認という意味になるんじゃないかというふうに思います。そういった部分については、現在そこまではチェックされておりました。そういったことも、今おっしゃったような公共料金とかのチェックといいますか添付ということも一つの方法だというふうに思いますので、今後やる場合については、そういったものも考慮する方法もいろいろ考えるといいますか、そういったことの対応も考えてまいるといことも必要ではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
 宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

分かりました。以上の件に関してはよくこちらのほうも理解いたしましたので、じゃ、2要旨目のほうに入らせていただきたいと思います。

大和町の職員給与体制の見直しをです。職員の平均給与が宮城県内で最下位であり、全国町村でも限りなく最下位に近いのが今の大和町であります。私の提案、改善案は以下の3点であります。

昨年12月定例議会の一般質問でもこの件は指摘いたしました。本町の職員給与はラスパイレス指数の上では妥当なラインであるとの回答を得ました。では、なぜこれだけ低いランクに本町があるのか。それは、まず特別職の給与水準が平均より下回っているからであると思うので、改善を求めたいと思います。

2番目です。特別職の給与の次は課長クラスの給与体系の見直しであります。この体系の見直しに関しても求めたいということですね。

3要旨目として、新任者の初任給は、町村平均のあえて上位に位置させる戦略的手法を取ったらどうでしょうか。これは、そうすることによって人材の確保・維持のためには、職員給与体系の見直しが持続的な行政を今後展開する上で必要と思われますが、これは私のほうのあくまでも提案です。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
 答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、大和町職員給与体制の見直しに関するご質問でございます。

初めに、本町の職員の給与等の状況につきましては前回のときお話したかもしれませんが、地方公務員法及び大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき毎年公表しております。本年は広報たいわ11月号に掲載し、ホームページで公表内容の全てを閲覧できるようにしておるところでございます。これは、職員の任免及び職員数、人事評価、給与、福利厚生等、人事管理上の主なものを公表しているものであります。

1要旨目の質問でございますが、最新の宮城県が公表している情報では、令和2年

4月現在の一般行政職の平均給料月額、仙台市を除く県内34市町村の中では一番低い額となっております。そして、平均年齢でも37歳1か月と一番若い状況となっております。給料月額は、通常の勤務状況であれば経験年数を重ねるにつれて昇給し、高くなっていくものであります。本町の給料月額が低い要因は、若年層に属する職員が多いことによるものと考えられます。

一方、ラスパイレス指数は、経験年数を12段階に分け、それぞれ段階ごとの平均給料月額を基に国の職員を100とし比較するもので、同じく令和2年4月の指数では95.3ポイント、県内市町村の順位では14番目であり、県内町村の平均93.7、全国町村平均95.1を上回っておるところであります。

このことから、職員の給与水準につきましては、単に平均給料月額だけの比較ではなくて、年齢構成やラスパイレス指数の要素も併せて判断しなければいけないものでございますし、特別職の給与が平均を下回っているから職員の給与も低いというものではないと考えております。

続きまして、課長クラスの給与体系の見直しにつきましてお答えいたします。

本町では、平成31年4月から職員の給料に関わります区分・給料表の改正を行っております。これは、近年町が抱える行政課題の困難性の高まりや、持続可能な地域社会をつくる地方創生の取組が一層求められており、管理・監督職の職務の責任度や困難性が増してきていることを踏まえ、職務の級の区分を従来の6階層から7階層に見直したものであります。課長等の管理職の職務の級を、5級・6級であったものを6級・7級に引き上げ、併せて課長補佐職以下の職務の級も見直しを行っております。この見直しにより、ラスパイレス指数においても、平成30年には92.7だったものが平成31年では95.0に上昇しており、見直しの成果が出ているものと考えております。

最後に、初任給の見直しについてお答えをいたします。

初任給も含め、地方公務員の給与に関する基準につきましては、地方公務員法で定めます3つの原則、「職務給の原則」、「均衡の原則」、「給与条例主義の原則」に基づいて決定されているものであります。この中の「均衡の原則」では、「生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされ、どの市町村でも職員採用に当たっては有能な人材の確保を考えておりますが、この「均衡の原則」により、県内全ての市町村が同じ初任給基準となっております。

このようなことから、初任給を独自に設定することはできませんが、有能な人材を確保するために、公務員になりたいと考えている方に大和町を選んでもらえるよう、

今年度は大学等の進路担当部署への訪問や、黒川高等学校の企業等への就職の説明会へ出向いて町の魅力等を伝えており、こういったことを積み重ね、有能な人材の確保につなげてまいります。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）
再質問させていただきます。

私、去年もこの件、ちょうど12月の一般質問の機会にして、私自身もいろいろ勉強不足で、言葉練りがうまく煙に巻かれたなって気がしたんですけれども、一点だけまずお伺いしたいんです。職員の方々の平均年数が若いから比較的大和町の給与体系というのは低めになっていますと。それでは、特別職の町長の給与がどうして宮城県内の町村水準の平均以下なんですか。大和町の町長っていうのは、経験年数が非常に浅い方だったら私は理解します。まずその一点をお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
特別職につきましては、経験で上がっていくというような制度はございません。職員の方につきましては、当然経験とかで上がっていかれるんでございますけれども、特別職、町長とか、そういったものにつきましては何年やったから1年ごとに上がっていくとかそういうものではなくて、一つ町のほうで条例で決まった金額という形がありますので、何年やっても上がらないということをおっしゃるわけでございますけれども、制度的に経験で上がるものではないということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）
引き続き、先ほどの答弁の中で、特別職の給与水準ですね、それから課長クラス等

の上級職の方々の給与水準の関係性はあまりないというお話でしたけれども。

先月ですか、私が議会改革に関することの勉強会というか研修があって、ちょうど滋賀のセンターでしたときに、著名な方というか立派な関西大学の先生の方とか、それから、私が非常に尊敬している元三重県知事の北川先生、その方の講演があるというのでどうしても自分は聞きに行きたくて行って、個人的にも時間を取って話をさせてもらいました。そのときにはっきり言われました。それは議会改革ですけども、議員のなり手がいないと。それから、やっぱり議会をいろいろ変えていかなきゃならないという、そういう勉強会でしたけれども、そのときに言われたのが、やっぱり特別職の給料等の大体3分の1ぐらいが議員の平均給与という、そういった変な不文律がありますよと。それから、逆に言えば、同じように特別職の給料が上がらなければ、当然その上級職の方々の平均というのも上がっていかないんだと。これがいい悪いは別として、現実そうですよということを私はその場でお伺いした上で、じゃ、逆手に取ってと言ったらおかしいんですけども、やっぱり特別職の給料を見直ししてもらえば必然的に上げられる機会というのが出てくるんじゃないかなと。

それから、特別職の給料が宮城県で平均以下ということは、決して大和町という町がそんなに恥ずかしい町じゃないと思うんです。だからやはり、町長の給料というのは、個人の部分というよりも大和町の代表者として得るべきものというか、そういうふう考えたときにはそういった観点からも非常に、経費とは言わないでしょうけれども、抑えていくということも決して悪いこととは思わないんですけども、やはりもの見方をちょっと変えてみれば、そういったところから改善するか、もしくは大和町に関しては、別に特別職の給与体系に関して町の上級職の方々の平均を絶対3分の1にするとか何分の一にするということはないんだよということであれば、またこれは別なんですけれども。一応、その辺に関しての考えをお伺いしたいと思います。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

特別職の報酬といいますかそれについての考え方については、いろいろな考え方もあるんだろうというふうに思います。そういった中で、例えば一つの基準として、さっきお話があった首長の3分の1ぐらいが議員さんの給与とかという、今そういった説といいますか考え方もあると思っておりますが、それが必ずしも全てそうなるべき

ものだというふうに私は個人的には思っておりません。そのことについては、社会状況が変わってくるとか、そういったことによって当然といたしますか動くこともあるでしょうし、ただ、特別職の場合はなかなかそういった、さっき申し上げました昇給基準とかそういったものがないわけですので、じゃどの段階でこれを上げていこうという、例えば町長が、じゃ2年たったから今度このぐらい上げていいですかというものでもないというふうに思いますので、なかなか難しいあれではあると思います。

やっぱり、曖昧な話になってしまうかもしれませんが、一般的には特別職報酬審議会とかそういった形で審議をしてもらおうということになると思いますが、その額とかについても、そちらから提案されるものではなくて、こちらから提案してそれをご審議してもらおうというようなやり方になっているというふうに今思っておりますので、特別職のこの給与の決め方というものについては、申し訳ない、私もどうやって決めたのかと言われますと、はっきり申し上げると分からないというのが私の今の状況でございます。

ただ、その特別職がこうだから職員もそれに合わせてという考え方は、私はそれは違うと私個人的には思っておりますので、そういったことについては、そういったことのないようにといたしますか、今までもそういったことを意識してやってきたわけではございませんけれども、そういったものは職員の方々の仕事とかそういったもので、状況によって制度の見直し、先ほども課長級の話をしたと申しましたけれども、そういったことは環境とか社会情勢の中でやっていかなければいけないというふうには思います。

議長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

もう一点再質問させていただきたいです。

ここにあるように、職務の級の区分を従来なら6段階から7段階に変えましたと。それで6級職・7級職に5級職・6級職を引き上げましたって、これは入れ物を変えたということだと思えます。じゃ、実際これはちょっと個人的なこととかになったら申し訳ないんで、数とかは聞かないですけども、じゃこういうふうな制度に変えて、6級職って言われる職位の方々の人数が、ほかの宮城県内の町村と比べて極端に大和町が少ないというのは、今まで5級・6級だったものを6から7に上げたという

のは入れ物を変えただけですけれども、実際そのときの最上級が6級職です。だから今回6と7に変えたら7級職が最上級だと思うんですけれども、ほかの町村の場合はその最上級と言われる課長クラスの級数の方がかなりいらっしやると。どうして大和町が極端にここが少ないのかって、その理由というか原因というか、それを知りたいと思って質問していますけれども。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

6級職・7級職というものの人数というのは、ちょっと私、ほかのほうと比較したことがないのでそこまで人数的なことについては申し上げられませんけれども、6級職・7級職といった場合には、経験年数とかあって上がってくるわけですね。当然何年経験をしたとかそういう形で。そういうことですので、若ければまだ低い級になりますし、また若くても早くからなっている人が経験積むから7級とか、そういうふうに制度的にはその職に就いて何年でこういったランクといいますか、1ランク上がりますよとかそういった一つの基準があるわけがございますので、その基準にのっとって進めておるところです。特別少ないというふうに、まあ町村によって考え方がいろいろあると思いますのであれですけれども、特別そういった、一つの規則といいますかそういったものを基本にしながら進めておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

こちらは答弁は結構ですけれども、今回の一般質問、これを私が取り上げた一番の理由というのは、今SDGsって叫ばれて、持続可能な社会をつくっていきましょうという、その中で私も民間では自分で会社経営していますけれども、今非常に一番頭の痛いのは何かっていったら、要するに社員が辞めてしまうこととか、離職率が高くなるのが非常に厳しいですよね。じゃ、逆にこの町政の中で考えていった場合に、やはり持続可能していくには離職率を極力抑えて、それからやっぱりできるだけ

本当に町なり行政を愛する人たちに長くいていただいて、かつそういった人たちが増えていくと。増えていきながら離職もしなければ、そういった形でそれが持続可能な行政を担ってもらえるというところが一番必要なんじゃないかなと。そういうふうを考えて、今回これをまず一般質問として取り上げさせてもらいました。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

次に進んでください。

1 番 （宍戸一博君）

3 件目に入ります。

都市計画税の見直しをです。本町では、昭和50年度より都市計画税の条例を制定し、都市計画税を徴収してきたが、45年を経過した今日、再検討することを求めたいと。都市計画税は、目的税である性格上常に検討すべきと考えるが、次の3点について町長の所見を伺うと。これはちょっと長いので、1点目ずつ話させていただきたいと思います。

昨年、本町で都市計画税を充当する実施事業はどんなものがありましたか。

議 長 （高平聡雄君）

全部。

1 番 （宍戸一博君）

全部、はい、ごめんなさい。じゃ失礼します。

2 番目です。同じエリア内にある富谷市が、この都市計画税を撤廃という、これは当初からなかったみたいですが、本町で徴収及び内容の見直しをする考えはないかです。

3 点目です。本町に転入、転居をする予定の方々の選択肢の中で、本町の第2の固定資産税と言われる都市計画税がマイナスの要素になっている現状をどう考えるかと。また、対策はあるか。具体的には、本町杜の丘より富谷市の杜乃橋に家を買った方が税金が安い。もみじヶ丘でも同様の傾向があります。子育て支援住宅事業等で新規編入の住宅を増やそうとする努力の傍ら、大和町に家を建てることのハードルを行政が上げてしまっていることが問題であると言わざるを得ない。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、都市計画税の見直しをに関するご質問でございました。

都市計画税につきましては、地方税法の規定によりまして、道路、公園、下水道、水路、学校、教育文化施設等の都市計画事業、これにつきましては改修や更新も含むところでございますが、こういった事業または土地区画整理事業等に要する費用等に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対しまして、その価格を課税標準として、当該土地及び家屋の所有者に都市計画税を課税することができるとされておりまして、税率につきましては100分の0.3を超えることはできないとされておりまして、

宮城県内の課税状況につきましては、35市町村中17市町が課税をして、税率は0.15%から0.3%までで、本町では0.2%となっております。

1 要旨目の都市計画税を充当した事業でございますが、令和2年度は歳入が2億7,000万円、個人の方が35.5%、法人の方が64.5%でございますが、この歳入に対しまして、歳出では道路事業に約130万円、公園事業に約1,900万円、また地方債償還、これは都市計画道路とか下水道でございますが、に約1億2,000万円、そのほか繰越しとなりました区画整理調査業務及び公園整備負担金に約1億3,000万円となっております。

2 要旨目の都市計画税の撤廃の検討についてお答えいたします。初めに、富谷市につきましては、町制時代を含めて都市計画税は賦課しておりませんでした。本町のまちづくりにつきましては、これまで工業団地の造成や土地区画整理事業などにより市街地整備を進めておりました。この土台には先人の皆様の都市計画税が大きな役割を果たしております。来年度以降、吉岡西部土地区画整理事業のほか、都市計画道路北四番丁大衡線整備事業に関わる一部負担金の支出が予定されております。一般には、これらの都市計画事業を実施することによりまして、既存市街地の皆様は、直接または間接的に居住環境が向上した土地利用の増進等を通じて、土地や家屋の利用価値を増進していくとされております。

また、都市計画税は既存施設のバリアフリー化や老朽化対策、耐震補強対策などにも充当しており、本町におきましては、今後市街地の都市施設の老朽化改修などは確実に増加する見込みであり、都市計画税が果たす役割はさらに重要になりますことか

ら、撤廃の検討はしておりません。

3 要旨目の、本町に転入、転居を予定する方々の選択肢の中で、本町の第2の固定資産税と言われる都市計画税がマイナスの要素になっている現状をどう考えるか。また対策はあるか、のご質問でございます。

固定資産税は財産税、都市計画税は目的税でありまして、都市計画事業により利益を受ける市街化区域内の土地家屋の所有者に対しまして、法令に基づき公平に課税し活用しております。

転入、転居を検討される方々の判断材料として、都市計画税以外にも土地建物の価格、子育て環境、交通利便性、地域コミュニティーなどがあり、それらを総合的にご検討の上判断されるものと考えております。そして、各自治体では我がまちを選んでもらえる施策として、様々な魅力ある事業等を展開しており、本町につきましては、18歳までの医療費の無償化や高等学校等通学応援事業などの子育て支援、80歳以上への敬老祝い金や高齢者タクシー助成事業などの高齢者福祉、さらには空き家等利活用事業や企業立地奨励などの産業振興等々を実施し、併せて都市計画施設の整備を行ってきた結果、人口増加につながった原因の一つと考えております。

今後も、都市計画税を最大限に活用させていただき、よりよい市街地環境の維持、保全を図ってまいります。以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

まず再質問させていただきます。1点です。

都市計画税は目的税であるということですが、これは税を集めるための目的であるだけでなし、実際、執行することも特定の事業に限定された目的税だと思うんです。昨年度の本町の都市計画税執行の具体的な内容を、数点で構わないんですけどもお聞かせ願いたいです。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほども申しましたけれども、再質につきましては道路事業、具体的にということでしょうか。どの場所にとかっていう。すみません、それでは財政課長のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、宍戸議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど町長が答弁した内容でございますけれども、道路事業130万円につきましては吉岡の西工事線の改良工事に130万ほど充当いたしております。公園事業の約1,900万、こちらにつきましては町内大堤公園の木製のデッキの塗装の長寿命化、そのほか吉岡東公園の遊具等の整備に充当いたしております。また、地方債償還、こちらは都市計画道路北四番丁大衡線、また下水道、上水道等に要したものでございます。また、そのほか繰越しとなりました区画整理の調査業務、こちらは吉岡西部の調査業務でございます。あと公園整備負担金につきましては、小野南中央公園のほうに充当しております、先ほど説明した金額となっております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

今のご説明で、例えばこの公園の整備に都市計画税を持ってこなきゃならないということは絶対ないですね。別に、通常ほかの公園の整備等は、例えば公社に委託していることも含めて、予算の執行はされていると思うんですけども。それから、今の答えでも、都市計画税を二億数千万集めた中で、明確にこれに使いましたということはほとんどないとか少ないんじゃないかなと。償還に充てるのはしょうがないと思うんです。

もう一点質問は、都市計画税約2億7,000万だかの半分ぐらいの金額が繰越しになっていますけれども、繰越しをあえてしていきなきゃならないという理由というか、それをまずお聞かせ願いたいです。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
繰越しについてでございますが、これは本来、いつも年度内に仕事をきちっと終わるべきものであったところ、様々な事情により事業が次の年に繰越ししてしまったということでございまして、お金で繰り越しているということではございません。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）
続いて、今本町の第五次総合計画を策定中ですが、この計画の、まだ細かい中身に関しては私も知るところではないんですけれども、一番の不安点は、もう人口増は大和町は見込んでいないですね。いろんな諸般の事情があるでしょうけれども、ところが、この都市計画税を大和町が制定したときってというのはちょうど合併間もなくです。当然、その頃の人口からすれば何年後に何人、何人目になるのは本来だったら5万人とか6万人超えている予定で都市計画税を集めてきたと思うんですけれども、実際、いろんな事情の中でそのとおりにとはならなかった。それは別に致し方ないことだと思うんですけれども、第五次総合計画の中でも人口増を見込んでいないのに、これから都市計画税を使った基盤整備事業という部分に関して、どうやってこの2億7,000万超というのを毎回集めて使っていくのかということ、これが非常に疑問でならないんです。普通、嘘でもってという言い方は失礼ですけれども、第五次総合計画で、じゃ人口が今より5,000人増やそう、1万人増やそう、そのためにこういった団地も増やしていかなきゃならない、受入れのこのための整備が必要ですと。それで都市計画税をそのまま、昭和50年制定からもう六十有余年たった中でも続けていくということは決して反対はしないんですけれども、肝心の非常に大切な第五次総合計画の中で、少なくともその人口増は見込んでいかないにもかかわらず、どうしてその大和町の基盤整備のためにしか使えない都市計画税を徴収していき続けるのか。そのところが私もまず一つ疑問です。お答え願いたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町総合計画を今現在やっておりますが、3万人という目標を持っております。将来的に、ずっと先の将来についてはというご意見をいろいろ、日本的に、お話があるところがございますが、町としては3万を目指していくということで今計画を策定しております。そのことに対しまして、インフラ整備、例えば今西部区画整理組合が予定をしております。そこにつきましては、流通と併せまして住居系も予定をしております、そういったことにつきましてはの整備がこれからも必要だというふうに思っております。

それから、今後につきましては、やっぱり維持していくということも大切でございますので、そういった費用等もかかってくるというふうに思っております。環境整備はこれで終わりということではなくて、新しいまちを増やしていくということもありましようけれども、住んでいるエリアについてのそういった環境を保全していく、あるいはより住みやすくしていくということ、これはどんどんといいますか終わりということではなく、継続になっていくというふうに思っておりますので、そういった意味合いにおいても必要であるというふうに考えております。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

町長、お言葉を返すようになりますけど、申し訳ないんですけども、環境整備が必要なのは当たり前のことで、これはあえて都市計画税を使ってということではないですよ。一般財源で十分やっつけていかなきゃならないことなので。あえてそういう項目に都市計画税が必要だという答弁を聞く中で、私はやっぱり、もうこれの事業目的というか、要するに徴収目的というのはだんだん終わりに近づいてきているんじゃないかなというふうに思いますけれども。いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

整備についてというあれですけども、これは考え方はいろいろだというふうに思いますのであれでございますけれども、予算の使い方ということでございますので、このお金があるからこれができて、これがなければこちらから持ってこなければならなかった場合には、こちらの事業が進まなくなるということもあるわけでございますので、トータル的に考えていくことも必要ではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

また再度の質問をさせていただきたいと思います。

非常にうがった言い方かもしれないんですけども、あまりこの都市計画税を云々ということは、もうあるものとしてずっとこう、ただ単に推移してきたんではないかなという気はするんです。やはり、ここのことに関してというのは、税というのは絶対不公平があってはいけないと思うんです。例えば、町によって消費税が違うなんてあり得ないわけですから、そういうふうに、大和町は独自でその都市計画税を、制定したことは構わないですけども、今も維持していますと言うには、それなりのやはり理由づけがしっかりなければならないと思う。これは、町長だけが考えるとかという問題よりも、私たち議員も含めて、やはりもうこれだけの期間経ていますから、もう一回この辺のところをゼロベースから考え直していくべきじゃないかなと。それをしてしまったら大和町は不交付団体返上しなきゃならないですよというのがあるとなれば、そうじゃないと思うんです。

やはり、先ほど言ったように、持続可能ということを考えれば、大和町の人が都市計画税のために、高いところで家を建てないであえて近隣のところで家を建ててしまったら大和町からまた人が減るわけだし、大和町に編入してきたい、じゃ仕事がこの近くだよという方が来るとき、これは本当に個人的に、自分の知り合いが大和町に越そうとして、これがハードルがあって、実際はすぐ近く、道路挟んだ向かい側の何々市というところに住んだのも事実なんです。それで私はえらい批判をされまして、ひどい町だって言われたんですけども。わざわざ関東からこちらのほうに転居してきて、そういう経緯もあったように、やはり同じ町内でこっちは都市計画税を道路1本挟んで払わなきゃならないとか、こちらのほうは必要ないって。明確なちゃんと理由

づけがあればそれはいいと思うんですけども、やはり私は撤廃する意思がないのは全然かまわないと、それはお伺いしました。じゃ、この都市計画税というものを大和町としてもう一回ゼロベースから見直しする、そういった機運というか、機会というか、そういうのをもつとか計画しようというお考えは町長のほうにはありませんか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画税につきましては、今までもそういった役割といたしますか、そういった目的を持ってやってきております。今後も、そういった税の公平な負担といたしますか、それはもちろん当然のことでございますので、そういった税を頂いているということについては、そういった税の恩恵といたしますか、見返りという言い方もちょっとおかしいですけども、そういったものが必要なんだというふうに思っております。都市計画税に限らない話ではございますけれども、1から見直すというお話でございますが、我々常にそういった気持ちで税金を使わせてもらっているところでございますけれども、これからさらに皆さんからお預かりした税金を公平に、そして最大有効に使えるように、これからもしっかり活用させていただいて、地域の環境づくりなり、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

最後になりますけれども、今、都市計画税の具体的な見直し等に関しての答弁はいただけなかったのかなと思いますけれども、ぜひ、この機会に、結局税金というのは出口だけが大事なわけでもないし、入り口だけが大事なわけでもないんです。やっぱりその出入りというのをきちっとチェックするということが必要だと思うんですけども。結局、あるものだからそのままという形ではなくて、やっぱり、ぜひこの都市計画税、それからちょっと前段に戻りますけれども、給与体系の見直しとか、そういうものというのは、単に言葉だけの問題でなしに、本当に町をいい形で持続させてい

くために絶対必要不可欠なことと私は考えますので、一応その点を最後にさせて、一般質問を終わります。

議長（高平聡雄君）

答弁はよろしいですね。自席にお戻りください。

以上で、宍戸一博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時40分とします。

午前11時32分 休憩

午前11時39分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番今野善行君。

9番（今野善行君）

それでは引き続き一般質問をさせていただきます。1件3要旨であります。

宮床中学校の自転車通学に係る対応についてであります。中学校の再編に伴い、平成19年4月から遠距離通学などへの対応からスクールバスの運行がされてまいりました。スクールバスは登下校時の生徒の安全確保の観点からも有効な手段であり、メリットも大きいものと思われまます。しかし、中には自転車通学を希望する生徒もおり、許可制で通学しているというふう聞いておりますが、懸念事項として交通事故という問題もあります。2015年に道路交通法が改正され、自転車の通行場所や交通ルールなど約18項目にわたるルールが規定されました。これに関連しまして、以下についてお伺いします。

1点目、通学は基本スクールバスと思いますが、自転車通学をしている生徒は何人で、どのように対応されているか。

2点目、道路交通法上は自転車は車道通行が原則となっております。自転車通学の生徒は、町道山下大沢線、荒井地区ですね、から県道西成田宮床線を経由して通学しております。町道部分、荒井地区の部分ですが、過去に交通事故があり、歩道側に防

護策といえますか転倒防止策が設置されておりますけれども、歩道の通行としているのか車道を通行することになっているのかであります。

3点目、荒井地区を通るコースは、生徒にとって遠回りとなっております、通学時間的な観点から県道大衡仙台線の開通に伴うこの経路を要望する声を多く聞いております。この点についてどのように考えておられるか。通学時間帯は交通量も多く、車道を通行するには危険が伴い、歩道を通行するのがベターかなというふうに思いますが、自転車歩道を通行するには条件があります。県道は宮城県の管理であり、自転車通行を可能にするためには安全性の確保など整備する必要がありますが、県との協議の上検討する考えはあるか、伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの宮床中学校の自転車通学に係る対応についてのご質問にお答えをします。

初めに、平成19年4月の中学校再編は、良好な教育環境を実現するために、従来の5学区（5中学校）を2学区（大和中学校、宮床中学校）としまして、新たな学校としてスタートしたことにより、遠距離通学などへの対応として、スクールバス通学が開始されました。スクールバスは学校の授業日及び学校行事、部活等で校長が必要と認める場合に運行しております。

宮床中学校では、自転車通学の対象は原則として自宅から中学校までの通学距離が2キロメートル以上の生徒で、ヘルメットを着用して交通ルールを遵守の上、通学路を通学することを条件としております。

1 要旨目の自転車通学をしている生徒についてであります。宮床中学校では10月末現在で自転車通学の許可を受けている生徒数は33人おります。基本はスクールバスによる通学であります。校長が特に認める場合は許可を受けることができます。

次に、2要旨目でございますが、自転車は道路交通法では車道通行が原則となっております。例外的な場合としては、「道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき」、「自転車の運転者が、高齢者や児童、幼児等であるとき」、「車道または交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき」。このと

きには歩道を通行することができます。宮床中学校では、町道山下大沢線、荒井地区からでございますが、県道西成田宮床線を経由して通学するルートを通学路に指定しており、歩道は道路標識等により自転車が行き通える状況になっており、自転車通学の生徒は歩道を通行するように指導しております。また、過去に交通事故が発生した経過から、安全対策として町では町道山下大沢線の歩道と車道の境界に転落防止柵を設置しております。

3 要旨目についてであります。これまで町道山下大沢線から、県道西成田宮床線を経由するルートを通学路に指定しておりましたが、県道大衡仙台線が供用されることで、小野地区からの通学距離が短縮されることになり、そのことを受け、学校から新たな通学路の指定についての相談があり、町では必要な環境整備について大和警察署と協議を行ってまいりました。その結果、当該区間におきましては、今年11月には宮城県公安委員会より自転車通行許可標識が設置され、自転車が通行できる状況となり、また、県道西成田宮床線の丁字路には横断歩道が設置されました。生徒の安全確保の要件に、歩道と車道の境界への転落防止柵の設置と、夕暮れどきの通行を踏まえ、街路灯の設置についても考えており、現在、町におきまして道路管理者であります宮城県仙台土木事務所に転落防止柵等の設置についての働きかけを行っているところでございます。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

それでは再質問させていただきたいと思います。

33名ということで、ちょっと私が想定していたよりも多いなという気を持ってございます。昔の話といたしますか、かつてはやっぱり今の道路じゃなくて、昔の道路ですね、要するに釜ヶ入のところを通る道路を中学生が通っていました。団地の父兄からは、自転車通学によって卒業する頃にはぜんそくがよくなったとかそんな話、自転車通学のメリット分もあるんだなというふうに思っておりますけれども。

それはまあさておいて、まず、自転車通学希望者の意向を把握しているのかどうかということなんですが、先ほど1 要旨目でありましたように、ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を条件にということ、自転車通学を許可されているということでありまして、現状、ヘルメットの着用とこの交通ルールの遵守ということでありま

すけれども、この辺の具体的な内容というのはどういうふうな条件にしているのか、お伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
許可の内容ということでしょうか。現状といいますと。では教育長さん。教育長からお答え申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
ただいまのご質問ですけれども、学校のほうでは、宮床中学校の生徒通学についてというふうなものを子供たちと一緒に確認し合っている内容があるんですが、自転車通学につきましては、先ほど答弁書にありましたとおりに、ヘルメット、小学校で使用したヘルメットでもいいですよというふうなことで、それを着用しながら安全にルールを守って通行することということで確認されております。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）
ある意味、交通ルールを遵守するのは当然と言えば当然のことなんだろうなというふうに思います。ほかの事例を見ますと、結構細かに条件を設定してやっているところもあるようでありますが、これに関しまして、表現としてはちょっとどうなのか、生徒それから保護者の両者からの誓約書のようなもの、何かそういうものが取られているかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましても、教育長からお答えさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしたいと思います。

現在、33名のお子さんのほうから校長あてに許可申請が出ておまして、誓約書という内容ではないんですが、保護者の氏名、押印付きですね、保護者の氏名で許可願いますというふうな、その中には通学のため自転車を使用しますと、使用に当たっては所定の手続を行い、交通安全に留意させるとともに、使用の決まりを遵守させますのでよって許可願いますというふうな申請書。中には、使用する理由、使用する期間、住所、距離、連絡先、自転車の防犯番号について記載して申請をするというふうな内容になっております。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

なぜその部分を質問したかといいますと、ご案内にいろんな自転車に係る交通事故が多くなっておりますし、大分前ですけれども、自転車で女性の方とぶつかって、結局裁判になって、中学生が5,000万の賠償請求をされたというふうな報道も過去にありましたので、そういった部分で、保護者も大変ですが生徒自身もやっぱり十分注意する必要があるのかなというふうなことも思いましたので、その辺の手続がどうなっているかお伺いしたところであります。それらも含めまして、自転車通学に関する安全教育はどのようにされているか、お伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

安全教育につきましても、教育長からお答えいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えします。

まず具体的に、小学校ですと、交通指導者の方とかあるいは警察の方をお願いして校庭等で実地指導を行うことがあります。宮床中については現在、登録は33名ですが、通常、自転車通学は3名ということなんですね。そのお子さんたちも宮床小学校のお子さんたち3名ということで、その子たち以外は通常は通学していないというふうな状況があります。ただ、学校においては、学校の保健安全法というふうな法律に基づいた計画がありますので、それに基づいて交通安全指導は行っております。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

交通安全教育の重要性といいますか、これについては結局先ほど申しあげましたように、事故があった場合の賠償責任の問題とか、いろんなところに波及してくるということでもあります。それから、ある調査によりますと、小中学校で行ってきたこの交通安全教育が、やっぱり成人になっても、社会に出ても交通安全に対する意識の度合いが違ってくるといような調査報告もあるようでありますので、自転車通学のみならず、この交通安全教育、ますます重要なというふうに考えたところでございます。

もう一つ課題と思われることではありますが、学校での交通安全教育にはやっぱり時間も取られますし、教師あるいは教職員の負担も増えてくるのかなというふうに思います。それからもう一つ指摘されているのは、そういう交通安全担当教諭、先生ですか、の担当が毎年替わるとか、それからその交通安全に対する知識とかその辺の習得度合いといいますか、それが十分でないとかということも指摘されているようでございますので、学校の負担が、先ほどありましたように学校長の許可の前提でありますので、その辺はやっぱり学校での対応になるんだろうなというふうに思いますが、教

育委員会としてその辺の対応といいますか、どういうふうに把握されているか、お伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましても教育長のほうからお答えをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
ただいまのご質問にお答えをいたします。
各学校におきまして、大和町ですとやはり地域地域で道路事情あるいは天候の状況とか、そういうもろもろのものが違うわけですね。それに合った形で学校ではやはりその状況に合った指導を行うと。教育委員会につきましては、現在は、例えば梅雨時期であれば傘をさしての通行になりますから注意するとか、あるいは秋口になればクラブのほうも、日暮れどきが早まりますから、そのときに十分注意するようにと。教育委員会のできる学校への指導なり指示、それを受けて学校では、現場に合った形で指導をするような、そんな形態を取っております。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）
この辺、子供たちにとっても重要な部分ではないかなというふうに思うんですが、先ほど、通常は3名という話があったんですけども、今の時期の関係かなと思うんですけども、夏場といいますかその頃は、数名の子供たちが自転車で学校に行っているのをうちで見かけました。四、五名かな。なので、ある意味自転車通学の融通性といいますか、例えば天変地変じゃないですけども、雨がひどいときは、通常自転車で許可を取っているんですけどもスクールバスを利用するとか、そういう

対応はされているのかどうか、お伺いします。

議 長 (高平聡雄君)

時間ですので、ここで暫時休憩をさせていただきます。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

それでは、1 要旨目については、まず大事な部分として交通安全教育の部分です。それについてやっぱり教職員の負担の問題等も課題があるかと思imasので、その辺も踏まえての対応をお願いしたいというふうに思imas。

2 要旨目についてであります。ここは答弁としては歩道を通行するように指導しているということですが、千葉県八街市で6月に発生した交通事故、これを受けて、県からの指示で危険箇所ですか、この調査の指示があったかと思うんですが、町内でどのぐらいやったのかと、特にそういう通学路の関係でありますので、その辺分かれば教えていただきたいと思imas。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、その件につきましても教育委員会のほうからお答えします。

議 長 (高平聡雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

八街市の話を受けまして、国、県のほうから指示があって、夏休み以降、まず教育委員会のほうで、学校を通して各学校の通学路における危険箇所について上げてもらいました。その上がってきたものを基に、大和町の町の道路関係、都市建設課それから大和警察署などを含めた、学校も含めまして、検討委員会を開きまして絞り込みました。絞り込んだ結果を受けまして、今度は仙台土木事務所の方々にもご一緒いただいて、点検作業を2回にわたり町内行いました。それにつきましては、数とか詳しく覚えていないんですが、数については後でよろしいでしょうか。一応全箇所、危険箇所については、選んだ場所については全員で確認をしたと。それを今度は報告をするということになっております。失礼しました、もう既に報告は終わっております。

議長（高平聡雄君）

今野善行君。

9番（今野善行君）

これ新聞報道なんでありますが、県内で何か279か所対策が必要なところがあったということでもありますので、大和町内でもそういうのがどのぐらいあったのかということでも聞かせていただきました。

その中で、とうに通学路となっている西成田宮床線ですね、これ、ところどころには防護柵があったかと思うんですが、県道の歩道の部分に、あそこは防護柵がなかったと思いますが、あそこを通学路として歩道を通行できるようにしているということのようではありますが、ちょっと私見て歩いたのでは確認できなかったんですけども、その辺の対応はどういうふうに見ておられるんですか。

議長（高平聡雄君）

浅野 元君。

町長（浅野 元君）

その件につきましても教育委員会、教育長からお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問ですが、町道分につきましては、ほとんど危険な場所には防護柵が設置してあると思うんです。県道部分については設置はしていないという状況ですが、これまで、現在は荒井地区にはお子さんがいらっしゃらないんですけれども、いた当時は十分注意しながら通行するような指導はあったかと思います。痛ましい事故があったものですから。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

それにお伺いしたのは、結局防護柵がなくて、リスクとしては同じリスクをはらんでいるのかなというふうに今考えますので、今度県道の部分がいつからなるのかちょっと分かりませんが、その辺の対応がやっぱり難しいのかなというふうに思います。先ほどのお話の中では、県道の部分も歩道を通行させているということだと思っておりますが、その部分でこの辺も安全対策として見ておく必要があるのかなというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

それで、3要旨目に入りたいと思います。今度県道大衡仙台線ですか、ここを通行可になるということですのでございますけれども、私自身は標識そのものはちょっと確認できなかったんでありますが、この辺の整備と、それから今協議中だという答弁もありましたけれども、歩道の部分の表示ですか、歩道と自転車横断表示、そういうものの状況がどういうふうになっているか、お伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、じゃその件につきましても教育委員会からお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問ですが、答弁書にも記載のとおり、現在県のほうともいろいろ話し合いを持ちまして、まずは歩道について自転車通行可能な状況にさせていただいたと。それから、横断歩道については、学校から上ったところの丁字路ですね、あそこには設置をして、横断歩道をきちんと白線で示していただいております。

今後につきましては、歩道の脇に防護するような状況のガードレール等の設置についてもお願いしている状況にありまして、ただ、標識につきましては私自身も確認しておりませんので、なお標識についてもどんな形で設置されるのか確認はしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

歩道は道路標識等によって自転車が通行できる状況になっているという答弁でありましたので、ただ、自分が通って歩いてないのでちょっと確認できなかったという部分があるんですね。それから、自転車で交差点を通る場合とか歩道を通る場合には、表示する場合に、自転車用のラインを引くようになっているんですね。そこまでされているのかちょっと確認できてないんですけども、その辺も、交通安全教育と併せて確認した上で通行の仕方、それから交差点の通行の仕方等がいろいろあるかというふうに思いますので、それも踏まえてお願いしたいなと思います。

それから、県道大衡仙台線については、県のほうとも協議しているという中身になっているようでございますが、この辺も、現状通行できるように、通学路になるというふうな答弁がありました。そしてなったということであるんですけども、この中で、現在はまだ自転車通行許可はされているけれども、自転車通学路としての指定はしているのでしょうか。県道のほうですね。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その点につきましても、教育委員会からお答えいたします。

議 長 (高平聡雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それではお答えします。

今野議員さんのほうからも、やはり生徒の安全確保が大事だというふうな話がございます。一次的に通学路を指定するのは学校ですけれども、そのための環境整備については町もやはり仕事をするということを考えております。学校のほうでも、やはり子供の安全を考えた場合に車道は危険だということで、歩道についての自転車の許可をもらったと。そして、横断するための横断歩道の設置をお願いした。現在、防護壁について、県のほうにお願いをし、併せて照明関係についてもやはり必要だろうということで都市建設さんのほうでも動いてもらっております。そういう意味で、やはり子供たちの安全が確保できた段階で、学校としてはどんな形で通学させるか、今後検討したいというふうな話をしておりました。

議 長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

もちろん安全対策が大事だということでもあります。道路の管理、交通安全対策なので、町長部局といたしますか、も関わっていかなくちゃならないことだろうというふうに思います。

それから、もう1点お伺いしたかったんですが、総合教育会議という機関といたしますか、設置されていますよね。こういう教育委員会と町長部局との絡みで、ある意味共有すべき課題ではないかなというふうに思うんですが、この総合教育会議での議論といたしますか協議等はされたかどうか、お伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議論ということはこの道路についてということでしょうか。この県道についての、通学路についての協議、総合教育会議の中で議題として正式に取り上げたことはございません。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

通学路のそういう危険箇所も存在するということでもありますので、町道であれば道路管理者は多分町長になると思うんですけども、やっぱり教育委員会と町が共有すべき課題の一つではないかなとちょっと思ったものですから。その辺での議論も必要なかなと思ったので、今後機会があればそういう取組をお願いしたいと思います。

それから、現在は結局まだ県道大衡線は通らせていないということで、理解でよろしいんですね。はい、分かりました。そういうことで、一応中学生といいますか保護者の要望も含めて、県道大衡仙台線の通学路の通行を可能にする取組がされているということで理解をさせていただきました。最終的に、交通安全対策と子供たちの安全を守っていただくということで、取組をお願いして一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

次に、17番槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

本日最後の一般質問となります。今回の一般質問3件は、町の施設についてでございます。

1件目の質問は、施設の統合・再編をです。吉岡古館地区には、体育センターをはじめとし、研修センター、ゲートボール場、古館緑地、いこいの家たんぼぼ、セラピー広場など町関連の施設があります。体育センターは、吉岡小学校改築工事の完成に

に伴い、今まで一般開放が難しかった小学校体育館が一般開放されることにより、現在、体育センターを利用している方々は吉岡小学校の体育館を利用可能となることから、その役割は十分に果たしたと思います。また、どの施設も建設から年月がたち、いまだに利用者は多いが老朽化が目立ってきています。町長の公約の、図書館を兼ねた複合施設を吉岡古館地区に建設候補地として、緑地・広場の再整備をすべきではないでしょうか。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの槻田議員の施設の統合・再編についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の中にありますとおり、吉岡古館地区には体育センターや町民研修センターなど複数の町の施設がございます。体育センターにつきましては、昭和51年に完成しまして、建築後45年が経過しているところです。施設の利用状況といたしましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休館措置等により利用者は9,490人と前年度から大きく減少いたしました。令和元年度では1万3,842人、利用回数838回と多くの方々にご利用をいただいております。

今回、吉岡小学校改築工事を進めており、新しい体育館は令和7年2月完成を予定しているところです。今までの体育館は校舎と一体となっており、学校の管理上体育館の一般開放は行っておりませんが、新しい体育館は校舎と別棟を予定しておりますことから、完成後は、町内の他の小中学校体育館と同様に一般開放での利用が可能となるものと考えています。

新しい体育館の一般開放に伴い、現在、体育センターを利用されている方々の一部は小学校体育館へ移行していくものと想定しておりますが、夏休み期間等を除きますと、利用は平日の夜間と土曜日、日曜日が基本となります。一方、体育センターは平日、日中での利用が多く、全体の2割から3割は平日での日中の利用となっており、冬季にはグラウンドゴルフやゲートボールでの利用もされているところです。

令和2年度に策定いたしました大和町社会教育関連施設長寿命化計画におきましても、体育センターを当面利用していくことと位置づけております。新しい小学校体育館完成後の体育センターの利用状況を見定めていく必要があると考えておりますが、

現在、多くの方に体育センターをご利用いただいておりますことや、新しい体育館の利用だけでは補えない面も想定されますことから、老朽化した施設を適宜修繕・改修等を行いながら、当面は現在の利用を継続していきたいと考えております。

また、吉岡古館地区をにぎわい創出事業の候補地として再整備をでございますが、にぎわい創出事業につきましては、本町の都市計画区域で商業地域となっております、吉岡上町、中町、下町までを通る奥州街道沿いを中心にした既存市街地ににぎわいを創出することを主としまして、現在検討を進めておりますこと。さらには、住民アンケート調査でお示しいたしました区域からも外れますことなどから、本事業での当該施設周辺の整備検討は難しいものと考えております。ご質問の当該施設周辺の整備につきましても、当面は各施設の長寿命化計画に基づきまして管理・運営を図っていきたいと考えております。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

古館地域にある施設の質問をする前に、にぎわい創出事業ということで吉岡上町、中町、下町を核とするということもございますので、再質より町長が考えたにぎわい創出について、意識合わせをする意味で、にぎわい創出関連の質問をさせていただきたいと思います。

まず、町長ですが、図書館とは限定しませんが、複合施設を建ててにぎわい創出、要は何らかの施設を建てることによってにぎわい創出をするんだと、そのペアで考えているのか。要はにぎわい創出はにぎわい創出ですよと、図書館建設は図書館建設ですよって別な考えもあるかと思うんですけども、町長のお考えとしまして、図書館とか何とかそういう核となるものを1つ造って、そこを中心のにぎわい創出をするんだという考えなのかどうか。その辺、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回、にぎわい創出につきまして、図書館機能を兼ね備えた施設ということで申し

上げております。議員お話しのとおり、図書館を1つ造って、そして周りを造っていくということが1つにどうする、何というか、複合ですので、ということかというご質問だと思いますけれども、単独図書館ということではなくて、図書館と合わせた形でのものをイメージしております。

議 長 （高平聡雄君）
梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

次ににぎわい創出の考えなんですけれども、一般的な定義としまして、にぎわい創出というのは商店街、地域をにぎやかにすると。集客促進のためにイベントを実施するという、にぎわい補助金の定義にあるんですけれども。自治体によりましては、人が集まるだけではにぎわいではないと、人が集まる場所があって、そこにコミュニティーが生まれることがにぎわいであるというふうに定義している自治体もあるんですけれども。町長が考えているにぎわい創出、町長が絵に描いても構わないですけれども、町長からにぎわい創出というのはどういうのがにぎわい創出なのか、教えていただきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

にぎわい創出ということで今おっしゃったとおり、建物があってそこに人が集まってきて、そのことでというものが基本だというふうに思っております。もちろん、それがあったから、それだけでというものではないというふうに思いますけれども、そういった核となる施設といいますか、そこを目指して皆さんが来られて、いろんな目的で来られることによって、いろんな方がお集まりになるということの中からはにぎわいが創出されていくものというふうに考えております。

議 長 （高平聡雄君）
梶田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

今までにぎわい創出でいろんな話があったんですけども、商店街の活性化がにぎわいとかという話もあったんですけども、特に今話を聞きますと、今ある既存商店、活性化するのは当然素晴らしいことなんですけれども、そこではなくて、やっぱりあくまで図書館を建ててそこを中心ににぎわいをつくりたいと。あくまでも今の商店街というのは活性化できるようなものを整える、町としてはと。あとは、言い方を変えればその商店街のほうで考えてくださいと言うとそれはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、そういう感じで、やっぱり今の町長としては、町なかに核となる施設を建てて、そこを中心にコミュニティーが生まれればいいなというふうを考えているという考えでよろしいのか、再度お聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

核となるものっていいますと、例えば図書館つきのそういったもので一つの核ということにはなるかというふうに思います。それで、そのことによって人が集まってくる、そこから人が動き出すということが出てくるというふうに思いますので、ほかを全部任せるとかということではなくて、それは。それがあればそれで済むという問題ではないというふうに思っていますので、そのことによって相乗効果で動いていくというふうに思います。これはもちろん、地域の方々とか商工会の方々とか、そういった方のご協力も当然あつての話でございますけれども、総合的にそういった形での思いでございました。これ単独でこれだけというものではないというふうに考えます。

議 長 (高平聡雄君)

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

次に、町長が目指している図書館についてお聞きしたいんですけども、図書館といっても、宮城図書館の小規模版をはじめ、今のまほろばホールを少し拡大するような図書館もあります。また部屋の利用法といたしまして、静かに読書するのが本来の図書館という考えもありますし、ある程度学生たちが集まって自習できるようなスペ

ースを設ける図書館もあります。また最近では、実際図書というのはすごく高いので、住民の人たちが貸本屋みたいに開いて、そこでいろんな本を持ち込んで、それを住民たちが貸本屋みたいにして地域住民で盛り上げているような図書館もございしますが、今考えている町長の図書館の中身、要は小中学生のコミュニティーを人が集まる憩いの場、居場所にしたいのか、なお言えばお年寄りも集える場所、言えば切りがないんですけども、その辺、町長の頭をしてどのような図書館、要はどのようなコミュニティーが一番いいのかなと考えているのか、今の、特にコロナ禍でコミュニティーがなかなか薄れているという時代ですので、その辺、町長が描いている図書館って失礼ですけども、中身を教えていただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

図書館のイメージということでございますけれども、図書館には今おっしゃるとおりいろんなイメージがあるんだというふうに思っております。本を借りて読む、調べる、いわゆる昔からの図書館といいますか、そういったこともありましようし、あと皆さんが集って子供さんが集まって、そして子供さんも勉強したりすることもありましようし。

今いろいろそういったことにつきましては、町民の方々にお集まりをいただきまして、どういったイメージがありますとか、どういったものがあつたらいいですかというような聞き方をしておるところでございますので、こうですという形のものではなかなか言い切れないところがございますけれども。欲張ったことを言えば、やはりおっしゃるとおり全てをできれば一番いいんだというふうに思います。子供さんたちも、お話を聞きますと、子供が学校から帰った後に集まって勉強する場、あるいはみんなと話をする場が欲しいとか、そういったご意見もありますし、また、お年寄りの方、若い奥さん方、奥さんっていうかお母さん方というんですかね、子供さんを連れてきて遊ばせてみたり、そこで絵本を読みたいということもありましようし。また、その絵本を読んでいる間にお母さん方同士の交流といいますか、そういうものを図りたいというご意見もあるところでございます。

今、図書館といいましても、さっき言ったとおり、昔からのいわゆる図書館というものではなくて、そういった間口が広いといいますか、いろんな方々に敷居高くなく

来てもらっていただけると。人が集まってもらうというにぎわいということを大きな目的にしているわけですから、そういったことが必要なのではないかなというふうに思いはございます。

議 長 （高平聡雄君）

梶田議員に申し上げます。議場内はマスクの着用を皆さんにお願いしておりますので、確認をお願いします。

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

理解いたしました。私は最初聞いたとき、紫波町のオガールプロジェクトを目指しているのかなとか、あとは最近で言いますと白石ですか、お城を中心にいろいろな活性化をしているような、と捉えて、じゃ大和町というのはどういう形で活性化していくのかななんて思っていたもので、今回質問いたしまして、今の町長の答弁で、なるほどそのような形で核となるものを中心に、旧町なかですか、下町、中町あたりに建てたいということで大変理解いたしました。

それでちょっと戻るわけではないんですけども、先ほどの古館地域の質問にも移るわけなんですけれども。あそこにもいろんな建物がございまして、最初の答弁の内容にございました体育センター、体育センターの答弁の中に、後半のほうで体育センターは平日、日中の利用者が多く、全体の2割、3割は平日での日中利用となっておりますという話がございました。その意味合いとしまして、冬季のグラウンドゴルフというのは、実際グラウンドゴルフ場でやっているのか、私の捉え方としては体育センターの中でグラウンドゴルフをやっているというふうに捉えるような答弁だったんですけども、その辺もう少し詳しく、体育センターは体育センターと、隣接しているゲートボール場もありますので、その辺もう少し分かりやすく中身、利用方法ですか、利用回数を教えていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

利用法につきまして、生涯学習課長からご説明申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

梶田議員のご質問にお答えさせていただきます。

体育センターの冬季の利用に対しまして、グラウンドゴルフやゲートボールにつきましては、隣接するゲートボール場もあるんですけれども、冬場ということで、建物の中でマットを敷いたりしながら利用されている状況でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

分かりました。たしかに体育センターというのは大変使い勝手がいい、というのは失礼なところもあるんですけれども、大変いいものがあります。その反面設備ですね、壁がぼろぼろであるとか、更衣室が大分傷んでいるとかというのがございます。なかなか施設を閉所するというのは大変勇気のあることではございますが、今回吉岡小学校の体育館ができるこの時期に、閉設ですか、というのは一番いいタイミングなのではないのかなと私は思ってこのような質問をさせていただきました。何かしら理由づけもあって、これからもっときれいな建物ができるんだからそちらを利用してくださいというのであれば、ある程度住民も納得する時期ではないのかなと。やはり、何でもそうですけれども、閉所とか閉設する場合のタイミングですね、それが大変難しい時期もございますので、その辺、大変使い勝手がいいというのは、言い方を変えれば、中がぼろぼろだから中でマットを引いてゲートボールができるんだろかなんてふと反面思ってみたりもしましたが、その辺もう少し、先がある話ですから検討してもらえればなと思っております。

あと、研修センターもそうなんですけれども、あそこの研修センターも大変立派なところで、今コロナ禍の影響もございまして、人がなかなか大和町で集まれる広いところといったらもう、まほろばホールは別格としまして、あの研修センターしかないのかななんて私は思っているところでございます。町長の先ほどのやり取りであった

ように、人のコミュニティーが必要だという話もございましたので、その研修センターを中を変えることによってコミュニティーの場などもできるんですね。実際中の配置とかを変えればできますので、あと吉岡のコミセンとかもいろいろありますので、施設の整備、あとは先ほど言った、町長も思い描けるようなコミュニティーの活用場として、いろいろな利用ができるんじゃないのかなと。なおかつ、今で言いますと子供と大人の、子供とお年寄りの憩いの場として寺子屋みたいなものをつくるとか、いろんな発想ができると思うんですね。これからその辺の内容も今皆さんが検討してプロジェクトをつくる中で、いや、今新しい図書館とその施設だけではなく、今ある施設の中でもそのようにやっていこうよと言えばもっともっと、夢っていうのは失礼な言い方かもしれませんが、もっともっと広がるのではないのかなと。特に今、コロナ禍でいろいろコミュニティーが薄れているという時代なので、なおかつそういうふうなところで、今ある一つのみんなと検討しているものがもっともっと膨らませていただければなと思っておりますが、それにつきまして町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員お話しのとおり、いろんな意味でのコミュニティー、スポーツばかりではなくて、住民の方同士の交流といいますか、そういったもの、コロナ禍でこういう状況ですのですます大事になってくるというふうに思っております。そういったことにつきましても、町として一生懸命応援といいますか一緒にやっていきたいというふうに考えております。

また、それと施設の利用につきましてでございますが、おっしゃるとおりスクラップとビルドということがありまして、全てを全部残していくとかそういうことではなくて、町としましても、目標として1割カットとかという形で、施設によっては例えば閉鎖とか、そういったことも考えていかなければいけないという考えの中で今進めております。

そういったことで、これが必要だとか、槻田さんの意見に反対するものではないんですが、そういった施設については現在の状況、これからの状況も踏まえて、より有効に活用できるように、そしてトータル的にはやっぱり縮小というか、そういったこ

とも考えながらやっていかなければいけないんだろうなというふうに思っております。

なお、さっきグラウンドゴルフ、あれだからというのではなくて、あれはちゃんとしているんですけれども、冬場でシートをちゃんと敷けるグラウンドだからあそこを使っているということですので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

月日がたてば施設というのは傷みが激しさを増します。今町長あったように、スクラップアンドビルド、今リノベーションとかリフォームとか、再利用、再整備の話をよく聞きます。閉設や解体するには勇気が必要ですが、将来維持管理を考えていただきまして、利用できるものは利用すると。時代に合った形で設備仕様を変更してもらえればなおよりよいのかなと。あまり利用していないものは壊して利用できる形にするのも一つなのかなと思っております。

今回、吉岡の中心街にそのような建物を建てるということですので、あそこにもせせらぎ公園という水路がございます。あそこも何かうまい具合に利用できればなと思いながら補助金も入っていると。いろんな方が質問しておりますので、その辺も検討してもらえればなと思っております。

なおかつ、公園に関しましては、都市公園ということもございましてなかなか対応というのは難しいんですが、保育所とか学童クラブ、高齢者の福祉施設は設置できるというのも私聞いておりますので、その辺をうまく考えてあそこによりよい施設、これから実際大きな、私は幹は見たのかなと思っております、先ほどの町長が言った、ここにこういうのを建てたいという幹が見えますので、あとは住民からいろんな枝とか葉っぱをつけてもらえればいいのかと思いますので、今後の進捗をご祈念しまして1件目の質問をいたしますが、最後に町長からのご答弁をいただきます。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設の有効活用ということをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

対象の施設、対象だけではないのかもしれませんが、相当老朽化しているものもご
ざいます。そういったものについての、改修すべきところはする、また、必要ないとこ
ろにつきましては思い切ってカットするとか、そういったことも大事なことになって
くるというふうに思っております。いずれ、住民の皆様方が使いやすい施設、安心し
て使える施設、そういったものをしっかり運営管理しながらご利用いただけるように
努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

では2件目の質問に移りたいと思います。

2件目の質問は、将来、給食センターを吉岡西部地区へ移転すべきではないかでご
ざいます。現在の給食センターは、過去に地震で近隣のり面が崩落したり、センタ
ー内の設備が落下したことから、管理上、決して安全な場所とは言えないのではな
いでしょうか。この際、吉岡西部地区の開発を機に将来の移転地として用地を確保す
べきではないかでございます。

議 長 （高平聡雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、将来、給食センターを吉岡西部地区へ移転すべきではのご質問でござ
いました。

初めに、現在の給食センターは副食調理3,000食の能力を有する施設としまして、
国、これは文部科学省でございますが、の補助によりまして平成8年9月に着工して、
平成9年3月に竣工、同年4月から業務を開始しております。施設は鉄骨造り一部2
階建てでございまして、施設面積は903平方メートルの規模となっており、各町内小
中学校の児童生徒及び教職員等に、衛生管理を徹底した安全で安心な給食の安定供給
を行っております。

給食センターは建設から今年で24年が経過いたしますが、施設の耐用年数は38年と
なっております。平成23年発生 of 東北地方太平洋沖地震では、敷地や内部設備に被害

を受けましたが、国の災害復旧事業により復旧をいたしております。給食センターの建物本体は耐震基準に基づいて設計されておまして、令和2年3月に策定しました学校施設等長寿命化計画に基づき施設の改修等を行い、今後適切な運営管理を行ってまいりたいと、このように考えております。

議長（高平聡雄君）
梶田雅之君。

17番（梶田雅之君）

この質問というのも前の質問にもかぶるところがあるんですけども、よく、まちづくりは点ではなく線より面で考えるべきであるということです。吉岡小学校の建設場所が決定いたしまして、その周辺である吉岡コミセン、武道館、せせらぎ公園、そしてその辺の給食センターを含めた面で有効活用を考えるべきではないかということで、今回このような質問をいたしました。

その中でも、案外移転が可能である給食センターの移転を考えていけば、あそこもうまい具合に学校の一部なり何かの一部として使えるんじゃないかというような観点で質問をいたしたことでございます。

今の答弁の中で、建設から24年、耐用年数が38年ということはあと14年くらいはまだありますよということですが、私もかれこれもう議員になって10年もたっております。14年といっても、もうすぐということは変なんですけれどもあつという間であるということも考えて、将来的にも既にそういうことも候補として考え、あまりにも早いかもしれませんけれども、先ほど言ったようにいろんな施設を含めて、ここの5年なり10年だとかいって、そうしないとなかなかまとまってぽんぽんと建てられないと思うんですよね。5年後こここっち、次5年後とかっていうと、なかなか施設を集中できないということもございますので、今回の吉岡西部のほうで町の町有地として確保することもあるでしょうからということで今回質問したんですが、吉岡西部で町有地として確保する、これを建てようとしている、例えば私が知っているところでは、どうなるか分かりませんが、警察署であるとか、消防署、あとは先ほど私も言ったように何かしらの将来的な候補として確保しているのも必要なのかなど。それをしないと、実際に建ててみようとなると場所がないと。なおかつ、どうしてもやっぱり町有地にこだわるということもあるかと思うので、その辺も考えていたんですけども、今、吉岡西部でこのような町有地として確保して何かを建てたいというよう

なもの、あるのであればその辺を教えていただければなと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、西部区画整理組合に事業スタートをして、認可に向けて進めております。町の土地もまずあるところがございますので、当然町としての、町に対する、何といいますか保留地じゃなくてですかね、ということも出てくると考えております。

その土地の利用でございますけれども、具体的には先ほどちょっとお話がありましたけれども、一つは黒川消防につきまして、黒川行政組合のほうの黒川消防本部ということで、これはご理解をいただいているというふうに思っております。また、町としましては、そのほかに警察署ということをお願いもしているところでございますが、これはまだ県警で決定されておらないところがございます、具体的に決まっている、決まっているといいますか、につきましては消防ということになります。そのほか、警察のほかに何か準備とかそういったことがあるのかということについてでございますけれども、その辺についてはまだ現在のところはございません。

議 長 （高平聡雄君）
梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

私が特に一番気にしているのが、今現在町有地として広い土地ですか、というのがあまりないのではないのかなと、今回1件目を出した古館地域ですか、あそこが結構いろんな施設が建って一番広いですし、当然まほろば、ひだまりもあるんですけども随分手狭であると思っております。

それで、じゃ実際町有地で、今回1件目の図書館を兼ねたものを建てたいという考えでも、あまり町有地として広いところがないと思うんですけども、今町有地で一番広い場所は、総合体育館を除いて、あとは言い方は悪いですけども吉岡の町内。そういうまとまった町有地ってどこかあるのか、差し支えない範囲で、その辺まとまった土地ってあるのかどうか、あれば教えていただきたいなと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
更地といいますか、何も建っていないくてというご意味だというふうに思いますけれども、あまり大きなところはないところです。宮床ダムの、ダムの向かい側の駐車場といいますか、駐車場に使ったりするあそこは広いところとしてあるというふうに思っておりますが、平らなところというのはちょっと今思いつかないところです。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）
これはもう最後になりますが、前回の最初の質問同様、長寿化計画に沿っていただき管理、整備、改修を行っていただきまして、手狭になる前に計画的な移転を検討すべきだと思います。最後です。2件目の最後になりますが、その辺総括して、移転及びその給食センターに関しまして、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
給食センターにつきましては先ほどお答えした状況でございますので、これからの適切な運営管理をしていきたいというふうに思っております。また、今小学校を建て替えるということで、鋭意努力に努めております。まずその小学校をきちんと建て替えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）
2件目終わりました、3件目に移ります。

3件目は、もみじヶ丘3丁目の旧役場連絡所と今後の活用方法はでございます。もみじヶ丘3丁目に旧役場の連絡所の建物がございます。現在は、警察の立ち寄り所、保育所の相談室として利用されているようではございますが、今後も現在のまま利用していくのか、また違った利用法も考えているのか、お示してください。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは次に、旧役場連絡所に関するご質問にお答えをいたします。

もみじヶ丘3丁目にあります旧もみじヶ丘連絡所につきましては、平成6年5月、当時人口増加が著しかったもみじヶ丘地区の出張所の前身として開設したところでございますが、平成9年4月に新設しましたもみじヶ丘児童館内に出張所を併設し移転したことによりまして、もみじヶ丘連絡所につきましては空きスペースとなったものでございます。

町として、その建物の活用方法等について取壊しも含め検討いたしました結果、防災倉庫として活用することといたしましたが、地域の皆様の憩いの場、交流の場として活用したいとの要望を受けましたことから、防災倉庫として活用するまでの間に限って、もみじ館として地域のコミュニケーションの場として、平成11年12月から利用を開始したところでございます。

その後、平成23年12月、地区から、利用回数の減少や住民の意向等から利用に関する契約の解除の申出があったところでございます。時期を同じくしまして、もみじヶ丘、杜の丘、日吉台、杜乃橋の4地区から交番設置についての要望があり、町としましても大和警察署に対し要望を行いましたがいざ実現が難しいとのことであり、交番とは意味合いが違いますが、安全・安心な地域にするため、平成24年2月、大和警察署の理解によりまして警察官立ち寄り所として設置していただくことになり、大和警察署と覚書を締結し、地域の安全・安心を守る拠点と位置づけ利活用を図ってきたところでございます。

現在は、大和警察署成田交番の巡回ルートの一部として、警察官が重点的にパトロールをしていただいているところでございます。また、建物の一部は、隣接するもみじヶ丘保育所の相談室としての位置づけもされ利用していた経過はありますが、もみじヶ丘保育所の定員増等により園舎が狭隘となったことなどから、現在は備品の保管

場所としても利用している状況でございます。

今後の利用方法とのことでありますが、現段階では、隣接するもみじヶ丘保育所の利用を継続することを考えておりますが、もみじヶ丘保育所の運営や警察官立ち寄り所としての必要性も含め、大和警察署や地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の安全・安心を考慮し、有効な活用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

では質問いたします。

あそこの建物、交番の設置についての要望があったという話ではございますが、実際にあそこの、あそこは改築もされていますので昔のイメージはないんですけども、中に入られて、狭いというのは失礼なんですけれども、あそこで交番というのは現実的に難しいかなとは私一番思っていたんですけども、実際中を見られたことってございますか。あそこの広さ。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

中を見ております。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

あそこ、警察の立ち寄り所として当時の大和警察署の所長さんの意向もありまして、オープンセレモニーもしたんですかね、そして今あのような形となっています。ただ、本道より1本中に入っているところもありますので、何か交番というかいろんな意味ではちょっと難しいのかなと思っているところもございました。

また、初めは貸し出した地域のほうで管理していたんですが、中には批判もありま

したが老若男女の方が利用しておりました。ただ、施錠の面で一部防犯面とか、あと非行面の問題があり、また管理団体の高齢化もありまして、実際町に返したと。なおかつその年というのが、東日本大震災があった年であるということもございました。

あそこ、今は大変立ち寄りとして、最初できた当時は毎日のようにパトカーが止まっていたんですけども、最近あまり見かけないなと思いながらも何かいい利活用がないのかなと思ってはいつも、地域の人たちの話でもなかなかやっぱり、利活用もできる、壊して保育所にするというのもあるんでしょうけれども、今のままがやっぱり最善なのかなと。町のほうとしても何かしらいい利活用、今以上に利活用があればいいのかなと思ってこのような質問をいたしました。

ただ、あその場所というのは、あその施設に駐車場がございます。もみじ館の施設の附帯として駐車場があり、通常は保育所のお母さんお父さん方が送迎の駐車場として使っているんですけども、深夜は不法駐車が見受けられます。また、隣にはわかば公園もございます。公園というのは不特定多数が往来して、言い方を変えれば誰が歩いていてもおかしくないようなところでございます。なおかつ隣にはもみじヶ丘保育所もあると。最近登米の保育所のほうで不審者が乱入というか、侵入したということもございますので、特にその辺十分に幼児の安全・安心を考えた管理をしていただきたいなと。今で言いますと誰でも止められますよと。なおかつ誰が来ても止めるような公園なので誰も分からないと。なおかつ隣には保育所があると。保育所の場合もう当然鍵がかかって、電子ロックなんですかね、ちょっと分かりませんがなっていて、そういう意味では安全だとは思うんですけども、その辺の安全・安心を大事にしていきたいなと思いますが、その辺町長、特に登米の事故があって、それは杜の丘保育所及びそのすみれの花保育園も同じなんでしょうけれども、そういう事故も起きております。なおかつあそこは町直轄でございますので、その辺町長のお考え、委託しているからいいというわけじゃないでしょう。もみじヶ丘保育所は直轄でございますのでその辺は十分に気をつけていただけたと思いますが、町長のお考えあれば、お願いしたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保育所の安全管理ということでございますけれども、ああいった事件がありまして、

驚きといたしますか、でございますけれども、そういう時代なのかなと。早速、あいつた事件があったからというわけではございませんけれども、再度各保育所でそういったものについての確認作業、担当課長のほうから指導してやっているところでございます。安全確保といたしますか安全のための対策は、しっかりやっていかなければいけないというふうにはもちろん思っているところでございます。

今槻田議員おっしゃったのはその駐車場の管理ということでしょうかね。駐車場というのは、結局駐車場になってしまっているといいますか、日中はよろしいんでしょうけれども、夜も使われているということなんですかね。その辺について、防護柵か何か置くとか何かできるのかどうか、それについてはちょっと状況も確認しながら夜間の止まり具合とかそういうところも確認しながらどういうことができるのかいろいろ考えてみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

あその施設の有効利用を、私もこれだっていうのもないのが事実でございますが、町としても有効な活用を努めてまいりたいと思いますということで、今回の質問を終わらせていただきますが、最後に、施設の統廃合、再整備につきまして町長の最終的な所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設の再整備、また再編ということでございますが、繰り返しになりますけれども、町としまして、かなりの施設がございます。これにつきましては維持管理、これからもしっかりやっていくというのが基本でございますけれども、おっしゃるとおり、スクラップアンドビルドではないんですけれども、そういったものもこれから考えていかなければいけないということでございます。計画的に今そういったものを進めておるところでございますので、必要なものは必要とし、そうでないものは処分といたしますか、そういったことも含めて計画的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ます。これから大事なことだと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたい
と思います。

議 長 (高平聡雄君)
 槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (高平聡雄君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時03分 延 会